

改正派遣法に基づくマージン率の公開

対象期間：2025年2月1日～2026年1月31日

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、
毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う
賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第23条第5項）。
このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

派遣料金の平均額

－

派遣労働者の賃金の平均額

マージン率＝

派遣料金の平均額

（小数点以下一位未満を四捨五入する）

大阪本社

大阪市淀川区西中島4-7-18　まるみやビル3F

派遣労働者の数	15 人	(2026年6月1日付け派遣労働者数)
派遣先の数	5 社	(2025年度派遣先事業所数　実数)
労働者派遣に関する 料金額	32352 円	(2025年度労働者派遣に関する料金額の平均額)
派遣労働者の賃金額	20251 円	(2025年度派遣労働者の賃金額の平均額)
マージン率	37.4 %	(2025年度マージン率の平均)
雇用安定措置を講じ た人数	0 人	
教育訓練に関する事 項	派遣就業の前に、情報セキュリティ研修を実施しています。業務内容に応じた、 ソフトウェア開発訓練を実施しています。	
その他参考事項	派遣でご就業いただくに際して、健康保険・厚生年金・雇用保険にご加入いただ きます。また、対象となる方には、産前産後休暇・育児休業・介護休業の制度も ご利用可能です。	
労働者派遣法30条の 4 第1項の労使協定の 上記労使協定の有効 期間	有 2026年4月1日～2027年3月31日	
上記労使協定の対象 となる労働者の範囲	全ての派遣労働者	
システム開発部の相 談窓口連絡先	06-6885-0091	